

## エネルギーの使用の合理化に関する輸送事業者の判断基準（案）の概要

### 1. 判断基準について

省エネ法においては、国は、輸送事業者が自社の輸送実態等を踏まえて省エネに取り組む際の判断基準を告示することとなっており、貨物輸送、旅客輸送の別に、次の事項についてその具体的な取組内容を定め告示することとしている。

#### （貨物輸送）

- ・ エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送用機械器具の使用
- ・ 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦
- ・ 輸送能力の高い輸送用機械器具の使用
- ・ 輸送用機械器具の輸送能力の効率的な活用

#### （旅客輸送）

- ・ エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送用機械器具の使用
- ・ 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦
- ・ 旅客を乗せないで走行し、又は航行する距離の縮減（回送・回航運行距離の縮減等）

### 2. 主な記載内容

- (1) 輸送事業者ごとにエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。
- (2) 輸送事業者が省エネへの取組みを示す方針を策定することや省エネへの取組みの推進体制を整備すること。
- (3) 輸送事業者が取り組むべき事項として主に次のものを記載する。

	取り組むべき事項
<b>共 通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷主、他の輸送事業者との連携強化</li> </ul>
<b>鉄 道</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギー型車両の導入</li> <li>・ 冷暖房効率の向上</li> <li>・ 大型コンテナが搭載可能な貨車の導入</li> <li>・ 列車本数の設定等を通じた輸送需要に的確に対応した輸送能力の確保</li> <li>・ 回送列車を最小限にするような車両運用</li> </ul>
<b>自動車</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低燃費車両等の導入</li> <li>・ 運転者教育、デジタル式運行記録計の活用等によるエコドライブの推進</li> <li>・ 共同輸配送の実施等による積載率向上、帰り荷の確保</li> <li>・ 回送運行距離を最小限にするような車両運用</li> <li>・ 高度GPS-AVMシステムの導入等による空車走行の縮減</li> </ul>
<b>船 舶</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低燃費船舶の導入</li> <li>・ 経済速力航行の実施等の省エネ運航の実施</li> <li>・ 貨物積載区域の増大</li> <li>・ 共同輸配送の実施等による積載率向上</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回航時の距離を最小限にするような船舶運航</li> </ul>
航 空	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギーの使用効率に優れた航空機の導入</li> <li>・ 飛行方法等を改善した運航の実施</li> <li>・ 地上運用におけるエネルギー使用の合理化</li> <li>・ 輸送量に応じた輸送機材の最適化</li> <li>・ 回送運航（フェリーフライト）距離を縮減するような機材繰り</li> </ul>

参考：エネルギー消費原単位を算出するための数式

- ・ 貨物輸送（航空輸送を除く。）： $(\text{エネルギー使用量}) \div (\text{輸送トンキロ})$
- ・ 旅客輸送（航空輸送を除く。）： $(\text{エネルギー使用量}) \div (\text{輸送キロ（車両走行キロ）})$
- ・ 航空輸送： $(\text{エネルギー使用量}) \div (\text{利用可能トンキロ})$

(注) エネルギー消費原単位の算出方法については、今後、国土交通省令にて記載する予定。